行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	食品·生活衛生課	整理番号	14-4
処分の種類	第一種動物取扱業者であった者に対する勧告に係る措置命令				
根拠法令条例等・ 条項	動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第2項				
処分の概要	第一種動物取扱業者であった者に対する勧告に係る措置命令				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第2項の規定による不利益処分は、動物の愛護 及び管理に関する不利益処分等実施要領 II 細則第3による。				
基準の制定根拠	「動物の愛護及び管 健康福祉部長通知		処分等実施要領」(⁻	令和4年1月26日付	け3食生第409号